

令和6年度

第11回あさぎり町農業委員会
議 事 録

開会日：令和7年1月10日（金）

あさぎり町農業委員会

令和6年度 第11回あさぎり町農業委員会総会議事録						
招 集 年 月 日	令和7年1月10日（金）					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場第二庁舎 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和7年1月10日 午後1時30分		会 長	杉下 和治	
	閉 会	令和7年1月10日 午後1時55分		会 長	杉下 和治	
応（不応）招委員及 び出席並びに 欠席委員 出 席 23名 欠 席 3名 ○（出席） ×（欠席） △（遅刻）	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	北川 浩臣	○	14	田崎 洋一郎	○
	2	池上 勇一郎	×	15	村田 新一	○
	3	藤原 ルミ子	×	16	宮原 久子	○
	4	北崎 一英	○	17	中村 好文	○
	5	深松 守	○	18	田中 伸明	○
	6	稲富 裕二	○	19	濱田 定武	○
	7	中村 幸二	○	20	廣瀬 孝喜	○
	8	竹下 正男	○	21	松本 廣幸	○
	9	恒松 純生	○	22	藤本 勇二	○
	10	宮原 範行	○	23	緒方 信三	○
	11	的射場 洋一	×	24	谷川 新二	○
	12	橋口 京美	○	25	井手 久美子	○
	13	西野 雅倫	○	26	杉下 和治	○
議 事 録 署 名 委 員	19番 濱田 定武 20番 廣瀬 孝喜					
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	局 長 橋本 英樹 主 幹 椎葉 尚宏					
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画（第1回）の決定について 日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（第1回）の決定について					

開会 午後1時30分

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** それでは開会いたします。御起立ください。礼。着席ください。ただいまから令和6年度第11回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さん改めまして、新年明けましておめでとうございます。今年もけが、それから病気など、体調管理に気をつけられて、1年間頑張っていきましょう。そしてまた今、インフルエンザが猛威を振るっておりますので、十分注意されて過ごしていただきますようお願いいたします。本日はですね、2番池上委員、3番藤原委員、11番的射場委員より欠席届が出ております。現在、26名中23名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、19番濱田定武委員、20番廣瀬孝喜委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** はい。それでは、報告いたします。資料は2ページから4ページです。今回は19件の合意解約です。解約理由について、申請番号1番から7番は第三者貸付けのため、8番から16番は経営規模縮小のため、17番は契約内容変更のため、18番は所有権移転のため、19番は転用のためとなっています。以上報告いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** はい。それでは報告いたします。資料は、5ページから13ページです。今回は、8月と11月に皆様に実施していただきました農地パトロール及び地区担当員による現地確認により、13筆の農地を非農地として判断しております。写真を御覧ください。非農地化対象農地は、上地区、畑、7筆、4,205㎡。免田地区、田、1筆、661㎡。免田地区、畑、2筆、1,853㎡。岡原地区、田、1筆、261㎡。須恵地区、田、1筆、566㎡。須恵地区、畑、1筆、922㎡です。以上、報告いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で、報告第2号を終わります。

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい。農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は14ページからになります。今回は4件の審議をお願いします。申請番号28番について、資料16ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳現況ともに田、面積は763㎡、移転する契約は、贈与による所有権移転です。資料18ページを御覧ください。譲受人は申請地に水稻を栽培される予定です。

次に、申請番号29番について、資料24ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳現況ともに田、面積は621㎡、移転する契約は反当たり40万円の売買による所有権移転です。資料26ページを御覧ください。譲受人は申請地にミシマサイコを栽培される予定です。

次に、申請番号30番について、資料32ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は1筆で、地目は台帳現況ともに田、面積は3,828㎡、移転する契約は、贈与による所有権移転です。資料34ページを御覧ください。譲受人は申請地に水稻を栽培される予定です。

次に、申請番号31番について、資料40ページを御覧ください。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人です。移転する土地は1筆で地目は台帳現況ともに田、面積は544㎡、移転する契約は、総額25万円の売買による所有権移転です。資料42ページを御覧ください。譲受人は、申請地を育苗置床として利用される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第1班の現地調査がありましたので、申請番号28番の案件について、10番委員の宮原範行委員より、申請番号29番の案件について、20番委員の廣瀬委員より、申請番号30番の案件について、25番委員の井手委員より、申請番号31番の案件について、14番委員の田崎委員より報告をお願いします。

○10番委員（宮原 範行君） 10番の宮原です。農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号28番の案件について、午前中、現地調査をしましたので報告します。資料は15ページから22ページで、22ページを御覧ください。譲渡人、譲受人ともに町内の方で、地目は田で、763㎡、贈与による所有権移転でございます。場所はJA球磨岡原ライスセンターから東に約200から300mの農地です。譲渡人と譲受人とは親戚関係で、今までも譲受人が耕作されていたというようなことで、何ら問題ないと思います。皆様の審議をよろしくお願いします。以上です。

○20番委員（廣瀬 孝喜君） 20番廣瀬です。午前中の現地調査を報告します。農地法第3条、議案第1号、受付番号29号、ページは23ページから31ページになっております。地目は田で、面積は621㎡、売買で10a当たり40万円です。譲受人、譲渡人とも町内の個人の方です。場所は30ページを見てください。JA岡原ライスセンターから北へ300から400mのところですか。現在は耕してあり、あとはミシマサイコをつくられるそうです。問題ないと思いますが、皆様方の御審議よろしく申し上げます。終わります。

○25番委員（井手 久美子君） 25番井手です。農地法第3条の規定による許可申請、申請番号30番、午前中の現地調査の説明をいたします。ページは31ページから38ページ、贈与による所有権移転、譲受人と譲渡人はともに町内の個人の方で親族関係にあります。地目は田、面積は3,828㎡。場所は地図38ページを見てください。春日会館から、およそ東に100mぐらいのところにあります。現在は稲

が刈り取られた状態にあります。譲受人は農地に水稻を作付される予定です。何の問題もないと思いますので、審議方よろしく願いいたします。以上です。

○14番委員（田崎 洋一郎君） 14番田崎です。申請番号31番の案件につきまして、現地調査の報告をします。資料は39から46ページです。46ページを御覧ください。現地は、岡原のあさぎりホームより南側にありまして開墾地区と、上の永山地区のちょうど境目にあります。現在は何を作付されておらず、少し雑草が放置された状態にはなっていましたが、譲受人は水稻やWC Sの育苗に使用するというところで、特に問題はないと考えます。審議方よろしく願いします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号28番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号28番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、申請番号28番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号29番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号29番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、申請番号29番の案件について、原案のとおり決定することに、決定いたしました。次に申請番号30番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号30番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、申請番号30番の案件については、原案のとおり、決定いたしました。次に、申請番号31番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号31番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、申請番号31番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

を議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** はい。農地法第4条の許可申請について説明いたします。資料は47ページからになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号2番について、資料49ページを御覧ください。申請人は町内の個人の方です。転用する土地は1筆で地目は、台帳は田、現況は雑種地、転用面積は1,493㎡です。転用の目的は農機具倉庫及び事務所です。資料51ページを御覧ください。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。第1種農地であることから転用は原則不許可となりますが、転用目的が農業用施設であることから、不許可の例外に該当することと、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地であることから、農機具倉庫への転用は可能です。なお、申請地の現況は、既に申請者の亡き夫が平成8年頃に農機具倉庫の建築を完了している状況です。建築当時、農業に関連する施設であったことから、転用許可の必要性の認識がなく、建築してしまったため、今回の申請に至っています。53ページから、事業計画書、始末書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第1班の現地調査がありましたので、申請番号2番の案件について、24番委員の谷川委員より報告をお願いします。

○**24番委員（谷川 新二君）** はい。24番委員谷川です。農地法第4条の規定による、許可申請について、申請2号の案件につきまして、午前中実施した現地調査の結果を報告いたします。資料は、先ほど言われたとおり48ページから58ページになります。申請地については、ページ51ページを御覧ください。申請地の場所は、上東地区の永山公民館より、東南に約300mほど山沿いに上がったところになります。申請地は、先ほど事務局が説明したとおり平成8年に亡くなられた旦那さんのほうが、事務所、農機具倉庫を建てられておりまして、これにつきましては始末書や土地改良区の意見書も出されており、現状の周りの周囲の方にも何ら問題ないことから、問題ないっていうか、事前着工でありますけども、周辺には至って問題ないかと思しますので、皆様の御審議方よろしくをお願いします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号2番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。質疑なしと認めます。申請番号2番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。賛成多数です。したがって、申請番号2番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。農地法4条について、終わりましたけれども、4条について何か質問がある方は、遠慮なく、よろしいですか。はい。

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画（第1回）の決定について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画（第1回）の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** はい。それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。60ページから御覧ください。60ページ上段の申請番号1番から76ページ下段の34番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。77ページ上段の35①番から78ページ上段の35③番までは、期間満了

に伴う使用貸借権の再設定です。78ページ下段の36番から84ページ下段の47②番までは、新規の賃借権の設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。資料は85ページから89ページです。今回の申請は6件です。1番から3番は農業公社が売り渡すもの、4番から6番は農業公社が買入れするものです。1番の売渡し価格71万4,000円。2番の売渡し価格24万6,377円。3番の売渡し価格30万6,000円。4番の買入れ価格、1段目から2段目は、33万9,888円。3番目から5段目は、33万9,887円です。5番の買入れ価格45万円。6番の買入れ価格、1段目から8段目は50万円。9段目は25万円です。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農用地利用集積計画（第1回）についての説明が終わりました。質問はありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから、議案第3号、農用地利用集積計画（第1回）についてを採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（第1回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（第1回）の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは説明いたします。資料は91ページから93ページです。1番から3番までは、期間満了に伴う農地中間管理事業による賃借権の再設定です。4番から9番までは、利用権設定からの切替えによる農地中間管理事業による賃借権の設定です。10番から13番までは、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定です。94ページから96ページにかけましては、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第4号、農用地利用集積等促進計画（第1回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（第1回）について採決します。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和6年度あさぎり町農業委員会第11回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） 御起立願います。礼。

閉会 午後1時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年1月10日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 19番 濱田 定武

あさぎり町農業委員会 署名委員 20番 廣瀬 孝喜